

追加 5-10 不動産の取引

2 宅地建物取引業法

(6) クーリングオフ

保険と同様、不動産取引においてもクーリングオフが認められています。たとえば、宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地または建物の売買において、買主が売主の事務所等以外の場所で買受けの申込みをした場合、一定期限内であれば買主は契約の解除をすることができます。

赤字の個所を追記しました。